第6章 みんなの創意工夫が光るまち

6-1 コミュニティ・まちづくり活動

基本的な 考え方 ○住民主体のコミュニティ活動が継続、活性化するよう支援するととも に、目的やテーマごとに住民が主体的に行うまちづくり活動を支援しま す。

施策	現在の状況
(1)各地域の自主的なコミュ ニティ活動を支援しま す。	 ・町内には66の町内会があり、それぞれ地域で活動を行っています。 ・地域活動等推進事業補助金交付要綱を定め、町内会等のレクリエーションやボランティア活動などコミュニティ活動に対する支援を行っています。 ・自治会等活動保険に加入し、住民が安心して参加できるよう支援しています。 ・自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、各地域の伝統行事の継承に努めています。 ・各町内会に地区担当職員を設置し、地域で行われる行事への協力や地域課題の問題解決への助言などに努めています。
(2)コミュニティ活動の拠点 施設の整備に努めます。	・町内には、コミュニティ活動の拠点となる集会施設 があり、維持管理については、各区の事情に応じて 行われています。
(3)住民の自主的なまちづく り活動を支援します。	・住民が自主的に行うまちづくり活動に地域活動等推 進事業補助金を交付し、住民主体によるまちづくり を促進しています。
(4)協働型のまちづくり事業 を推進します。	・本町の協議事項を各区の地域協議会において検討・協議し、各地域のまちづくりに反映させています。・イベント事業を企画・運営する実行委員会を住民や事業所の参加により組織するなど、住民との協働によるまちづくりを進めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	地域活動等推進事業によるコミュニティ活動実 施町内会数(件)	20	30

今後必要なこと	取り組む内容
 ・町内会等活動に対しての支援に引き続き努めるとともに、他市町村の優良活動事例などの情報を町内会等に提供するなど、コミュニティ活動の活性化を促進していくことが必要です。 ・既存の町内会組織では、高齢化や人口減にともない、町内会活動が難しい状況も見られるため、組織の見直しなどを検討することが必要です。 	 ・地域活動組織の支援 ・防災や防犯、福祉など地域独自の地域活動の支援 ・地域リーダーの育成 ・祭りや伝統行事など地域の人たちが参加するコミュニティ事業の支援 ・町内会活動への情報提供 ・地区担当職員の配置
・老朽化が進む施設も増え、新たな施設の整備が必要となる一方で、人口減少に伴う地区の見直しについても検討することが必要です。	・コミュニティ活動の拠点となる地区集会施 設の整備や管理体制の見直し
・現状では全町的なまちづくり活動は少ない ため、活動を促進していくことが必要で す。	・ボランティア団体などの活動支援 ・自発的なまちづくり活動組織の育成
・公共施設を管理・運営できる民間業者の選 定が課題となっており、民間との協働によ る管理・運営を検討することが必要です。	・各区の協議会の機能充実 ・イベント企画・運営など住民や事業所が参 画する協働型事業の推進 ・民間との協働による公共施設の管理・運営 の検討

6-2 人権尊重、男女共同参画

基本的な 考え方

〇人権を尊重する意識の普及や、性別による固定的役割分担意識の解消に 努め、偏見や差別のない、だれもがあらゆる分野で活躍できる社会にな るよう努めます。

施策	現在の状況
(1)人権を尊重する意識を普 及させます。	・一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく 認識し、他人の人権にも十分配慮した行動ができる よう、広報による啓発や、人権の花運動などの啓発 活動を行っています。・人権擁護委員による人権相談を定期的に実施しています。
(2)男女平等意識の普及を推 進します。	・学校、家庭、地域や団体等において、男女平等意識の普及に努めています。 ・平成29年度(2017年度)に「男女が互いに協力し、支え合うまちづくり」を基本理念とする、男女平等参画基本計画を策定しました。
(3)男女が共に力を発揮でき る社会づくりを推進しま す。	・一人ひとりが活動の場を広げ、あらゆる分野に多様 な考え方が取り入られるように努めています。
(4)男女が共に安心して暮ら せるまちづくりを推進し ます。	・女性や子どもに対する暴力の根絶や、障がいがある ことなどの困難な状況でも自立し、安心して暮らせ るように努めています。

	2017 年の現状	2027年の目標
指 標 女性委員登用率(%)	18.8	25. 6

今後必要なこと	取り組む内容
・啓発や情報提供などを通じて、多種多様化 する人権侵害、人権問題に対する理解を深	・人権の花運動等の事業実施による人権尊重 意識の普及
め、人権尊重のまちづくりを進めることが 必要です。	・各種イベントに合わせた人権啓発活動の実 施
・関係機関との連携を深め、人権侵害に対し	・人権に関する各種相談の窓口の設置
て相談に応じ、速やかに対処できる体制の 充実が必要です。	・人権侵害への迅速で適切な対応に向けた的 確な情報提供
・男女共同参画についての正しい理解を促進するため、情報提供や啓発を行うことが必要です。	・各種団体などに対する意識啓発の推進 ・町広報紙やホームページによる情報提供 ・男女共同参画に関するパンフレット等での
・男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。	啓発
男女の意見がともに反映される地域づくり、まちづくりを進めることが必要です。	・職場における仕事と家庭の両立支援 ・育児、介護休暇など男性の利用促進
・男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立	・審議会等委員への女性の登用促進
を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)」を促進することが必要です。	・職場での管理職などへの女性登用促進
・生涯を通じた健康づくりを支援することが 必要です。	・安心して子どもを産み育てることができる 母子保護の向上
・男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれ が互いに助け合い、すべての人が暮らしや すいまちづくりを進めることが必要です。	・性に関する正しい知識と理解を得るための 思春期教育の推進

6-3 広報、広聴

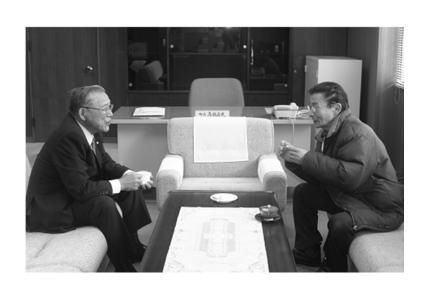
基本的な 考え方 〇本町の情報や伝えたいことを分かりやすく伝える広報に努めるととも に、さまざまな機会を通じて住民の声をより多く集める広聴に努めま す。

施策	現在の状況
(1)分かりやすい広報に努め ます。	 ・毎月、広報紙「広報せたな」を発行し世帯に配布しているほか、町の公式ホームページ等で情報を提供しています。 ・広報編集委員会を月に1回開催し、各課の情報を取りまとめ、広報紙・ホームページで提供しています。
(2)制度に沿って情報公開を 行います。	・個人情報保護の取り扱いに留意しながら、適切な対応に努めています。
(3)多くの声を集める広聴に 努めます。	・懇談会を開催し、町内会からの要望事項の対応や情報提供に努めています。 ・移動町長室を実施し、広く住民からの声を聞くことに努めています。



			2017年の現状	2027年の目標
指標	地区懇談会開催回数 [年間] (回)	6	6	
	1日 保	移動町長室開催回数[年間](回)	12	12

今後必要なこと	取り組む内容
・ホームページを活用し、本町の情報を速やかに提供するよう努めることが必要です。・高齢者や障がい者等にも見やすいホームページを意識し、改善していくことが必要です。	・広報紙による広報の充実 ・ホームページによる広報の充実 ・町ホームページのリニューアル
・今後も個人情報の適正な取り扱いに留意し	・情報公開制度の充実と制度の効果的な利用
つつ、情報公開制度を適正に運用していく	促進
ことが必要です。	・個人情報保護に係る適正な取り扱い
・より広く、多くの人から意見が収集できる	・地区懇談会の開催
よう、広聴機能を高めていくことが必要で	・移動町長室の定期的な実施
す。	・町ホームページを活用した広聴機能の充実



6-4 国内外交流、連携、町の情報発信

基本的な 考え方

○国内外の地域や人たちとさまざまなテーマで交流したり、せたな町について広く情報発信することにより、ひとづくりや地域の活性化につなげます。

施策	現在の状況
(1)本町とゆかりのある地域 との交流を進めます。	・国際交流全般にわたる事業の推進をめざしています。・ふるさと会として、札幌に「在札太櫓会」、東京に「東京せたな会」があり、本町の情報を伝えるとともに、ふるさと会に参加し交流をしています。
(2)国際化に対応できるひと づくり、環境づくりを進 めます。	・外国語指導助手による英会話教室を開催しています。・外国語でも提供できるように表示をリニューアルするなど、国際化に向けて取り組んでいます。
(3)他の地域と連携し、地域 の活性化に向けた取組を 進めます。	・北渡島檜山の4町(八雲町、長万部町、今金町、せたな町)で物販、町のPR、スポーツイベントなどを共同で行っています。 ・檜山管内7町の連携により、滞在型観光商品の開発に向けた取り組みを進めています。 ・半島振興事業を活用し、隣町である今金町と連携し、婚活イベントを開催しています。
(4)本町のPRや情報発信を 積極的に行います。	・せたな町誕生10周年を機に誕生した本町のマスコットキャラクター「セターナちゃん」は、町内はもちろん、町外への情報発信・PRに活用されています。



		2017 年の現状	2027年の目標
指標	セターナちゃんを活用したPR活動回数[年 間](町内会)	26	40

今後必要なこと	取り組む内容
・新たな国際交流派遣・受入れ事業等について推進することが必要です。・本町の情報をふるさと会へ、積極的に発信していくことが必要です。	・国際交流推進協議会の支援・ふるさと会への情報発信
・本町を訪れる外国人観光客が増えており、 町内の情報発信を外国語で行なえる人材育 成が必要です。	・国際化の視点を取り入れた講座等の充実
・新幹線の開業による人の流れを作ることや、滞在型観光を推進していくことなど、他の自治体と連携して行うことでより効果の高い取り組みを進めていくことが必要です。	・北渡島檜山の4町との連携による地域活性 化 ・檜山管内7町の連携による地域活性化 ・せたな・今金2町の連携による地域活性化
・子どもから大人まで親しみやすいセターナ ちゃんを積極的に活用し、本町のPRを行 っていくことが必要です。	・セターナちゃんの活用、グッズの作成・販売 ・各種イベントへの参加を通じた本町のPR



6-5 行財政運営

基本的な 考え方

- 〇変化、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めるとともに、住民が利用しやすい役場づくりを心がけます。
- 〇持続可能な自治体経営をめざし、限られた財源で大きな効果を生み出す 行財政運営に努めます。

施策	現在の状況		
(1)まちづくり課題に迅速に 対応できる行政運営体制 をめざします。	 ・行政運営体制については、柔軟かつ合理的な組織であることをめざし、必要に応じて本庁、総合支所の組織・機構を見直しながら、さらなる行政執行の効率化に努めています。 ・職員個々の能力向上や意識改革、政策立案能力のスキルアップを図るため、研修などを通じて職員の資質向上に努めています。 		
(2)事務事業の管理と見直し を着実に進めます。	・政策評価調整会議及び事務調整会議を開催し、事務 事業の全体把握を行い、必要に応じて見直しを行っ ています。		
(3)窓口の対応や利便性向上 に努めます。	・接遇に関する研修を受講し実践するなど、来庁者等に対する適切な対応に努めています。・町のホームページ上から行政各分野における各種申請書をダウンロードできるようにしています。		
(4)適正・公平な課税と徴収 に努めます。	・課税客体を正確に把握し、適正な課税を行うよう努めています。 ・町税徴収率は98%台で推移しています。		
(5)健全な財政運営に努めま す。	・繰上償還の実施や定員適正化計画による職員数の抑制など財政の健全化に取り組み、財政健全化判断比率等財政指標を改善しました。 ・公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、平成28年度(2016年度)に公共施設等総合管理計画を策定しました。 ・普通交付税については、平成33年度(2021年度)からの一本算定に向け、平成28年度(2016年度)から段階的に縮減されているなか、限られた財源の効果的な配分に努めています。		
(6)広域行政を推進します。	 ごみ処理やリサイクル、消防などの行政サービスを、北部桧山衛生センター組合、檜山広域行政組合などの一部事務組合で行っています。 安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏からの人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することを目的とした「定住自立圏」を、函館を中心に渡島・檜山管内で形成し、広域的な取り組みを進めています。 		



			の現状	2027年の目標
	財政調整基金残高(百万円)	【H28】	1, 698	1, 969
指 標	経常収支比率(%)	【H28】	82. 4	80%以下
	広報等による財政状況公表回数 [年間] (回)		2	2

今後必要なこと	取り組む内容
・多様化する行政ニーズ、行政課題に対応していく ため、行政組織の見直しを続けるとともに、講師 を招いた研修会の開催や町外で開催される各種研 修会への積極的な参加促進により、職員の資質の 向上に努めていくことが必要です。	・行政改革大綱の見直し・行政改革推進計画、職員適正化計画の見直し・人材育成基本方針の見直し・行政組織の見直し・職員の資質の向上に向けた研修会の開催、研修会への参加促進
・費用対効果や優先性をふまえながら、より一層の 事務事業の見直しを進めていくことが必要です。	・事務事業全般の見直し・事務手続きの簡素化
・職員一人ひとりがおもてなしの心を持ち、より良い窓口対応を行うことが必要です。	・親切、丁寧な窓口対応 ・町ホームページの充実による行政サー ビスの向上
・地方税の電子化推進に対応したシステム整備を進め、体制を強化・充実させることで、住民の利便性と税に対する理解の向上が必要です。 ・町税徴収率の維持向上を図り、自主財源を確保することが必要です。	・申告支援システムの導入・固定資産家屋情報システムの導入・租税教育の実施(小中学校)・滞納処分の強化・滞納整理機構の活用
 ・財政環境の変化に柔軟に対応するため、今までの概念に固執せず財政指標の適正化、改善に取り組み、健全な財政運営に努めることが必要です。 ・公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担を軽減し平準化していくことが必要です。 ・町有財産は、本町の貴重な財産として有効に活用することが必要です。 ・普通交付税の一本算定に対応するため、適切な事業選択(予算規模の適正化)やさらなる財源確保に努めることが必要です。 ・現在行っている広域行政について今後も連携を深めていくとともに、費用対効果や波及効果などが高いものについては、新たな連携について検討していくことが必要です。 	・投資的事業の選択による公債費負担の 適正化 ・有利な起債の活用 ・効果的な事業推進と地方債の残高抑制 のため繰上償還の実施 ・財政計画の策定 ・創意工夫による経常経費の削減 ・財務会計システムの更新 ・普通交付税の段階的な縮減に対応した より一層の財源確保 ・町有財産の有効活用 ・定住自立圏の推進 ・新たな広域行政に向けた情報収集





